FREEZE X　WHITE PAPER

SNS REPORTING SUPPORT ／ DATA REPORT 2026

SNS誹謗中傷の傾向レポート 2026

内閣府・総務省・法務省・警察庁の公的統計と、各プラットフォームの削除実績を
27のグラフで読み解く——なりすまし・誹謗中傷被害の「いま」と、ご自身でできる備え

発行：**2026年9月（第2版）**　／　発行元：**フリーズX合同会社（Freeze X）**
SNS通報・削除申出の技術サポート　freeze-x.com　／　データ基準日：2026年9月上旬

フリーズX合同会社　freeze-x.com

本資料は公表資料に基づく情報提供であり、法的助言ではありません。フリーズXは通報代行・アカウント復旧の技術サポートに対応します。法律相談・法的措置・示談交渉などの法的対応は行いません。

ABOUT THIS REPORT

本レポートについて

目的：SNS誹謗中傷・なりすまし被害の「いま」を、一次資料のデータで把握する

SNS上の誹謗中傷・なりすまし・プライバシー侵害等の被害は、個人・企業を問わず年々深刻化しています。本レポートは、内閣府の世論調査、総務省・法務省・警察庁・文部科学省・こども家庭庁の公表統計、プラットフォーム各社の透明性レポートと情プラ法に基づく運用状況の公表、国内外の法制度の動きを横断的に整理し、**被害を受けた側の視点**から「何が起きているのか」「通報したらどれくらい消えるのか」「制度はどう変わったのか」「ご自身でどのような準備ができるのか」を、27のグラフとともに把握いただくための参考資料です。

発行元のフリーズX合同会社（Freeze X）は、SNSの誹謗中傷・なりすまし・無断転載などへの通報代行とアカウント復旧の技術サポートを24時間365日受け付けています。各SNSの要件に応じて対応範囲をご案内し、証拠の整理や公式手続きの準備も支援します。

数値の取り扱い

- 掲載する数値はすべて出典（機関名・資料名・公表年月・URL）を明記し、一次資料（省庁・裁判所・プラットフォーム公式・査読研究）を優先しています。報道による集計値は「報道ベース」と明示しています。
- 年度・暦年・集計定義（相談者数／作業件数、報告件数／削除申出件数など）が資料により異なるため、各図表の注記をご確認ください。「見込み」「推計」「暫定値」は確定値ではなく、「逆算値」は公表された前年比から算出した参考値です。
- 個別の投稿内容の引用・再掲は行わず、公的機関・判決・大手報道で公表された範囲で傾向として要約しています。

ご利用にあたって（重要）

本資料は一般的な情報提供であり、法的助言ではありません。フリーズX合同会社は法律事務所ではなく、法律相談・法的措置・示談交渉などの法的対応は行いません。通報代行・アカウント復旧の技術サポートは、各SNSの要件に応じて対応します。本人確認や本人による申請が必要な場面では、ご本人に操作をお願いします。法律に関するご相談は弁護士・法テラス等へご相談ください。掲載データは公表値であり、凍結・削除・復旧の結果を保証しません。

CONTENTS & FIGURES

目次・図表一覧

目次

00 **エグゼクティブサマリー** 主要な数値と10のポイント

01 **世論と意識：内閣府世論調査・情報通信白書** 「関心のある人権問題」の1位はネット誹謗中傷

02 **相談で見る被害の実態：総務省 違法・有害情報相談センター** 相談件数・相談内容・SNS別

03 **法務省・警察庁の統計** 人権侵犯・検挙件数・侮辱罪・リベンジポルノ

04 **投稿者の特定と厳罰化** 発信者情報開示命令・侮辱罪

05 **通報したらどれくらい消えるのか** 公的窓口・民間窓口・各プラットフォームの削除実績

06 **情報流通プラットフォーム対処法（情プラ法）** 指定事業者・初の是正勧告・選挙偽情報対策

07 **プラットフォーム別の動向** X・Meta・YouTube・TikTok・Google

08 **被害類型の傾向** なりすまし・AIディープフェイク・ネットいじめ・炎上・企業被害

09 **青少年とSNS：こども家庭庁調査**

10 **主要な事件・判例と社会の動き**

11 **海外の規制動向と国際比較** 米国・EU・英国・豪州・韓国

12 **2026年のトレンドと今後の展望**

13 **被害に遭ったときに、ご自身でできること** 証拠保全・公式通報窓口・公的相談窓口（情報提供）

— **フリーズX（Freeze X）のSNS通報技術サポートについて／出典一覧／ご利用にあたって**

キーワード：SNS誹謗中傷／誹謗中傷 統計 2026／誹謗中傷 相談件数／なりすまし 詐欺広告／SNS通報 フォーム／削除申出／情プラ法／発信者情報開示命令／侮辱罪 厳罰化／証拠保全 エビデンス収集／X Instagram YouTube TikTok 通報／フリーズX（Freeze X）

図表一覧（本レポートに掲載した27のグラフ）

- 図1-1　関心のある人権問題（上位4項目・複数回答）
- 図1-2　「ネットによる人権侵害」に関心がある人の割合の推移
- 図1-3　インターネットに関し人権問題だと思ったこと（複数回答）
- 図1-4　ネット上の人権侵害の解決に向けて国に求めること
- 図1-5　人権を侵害されたときの対応（複数回答）
- 図2-1　違法・有害情報相談センター 相談件数の推移
- 図2-2　相談内容と希望する対応（令和6年度・複数回答、n=6,403）
- 図2-3　事業者・サービス別 相談割合（令和6年度・上位10、総計7,106件）
- 図3-1　インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（新規救済手続開始件数）
- 図3-2　令和7年の内訳
- 図3-3　インターネット上の名誉毀損罪・侮辱罪 検挙件数
- 図3-4　侮辱罪の認知件数の推移
- 図3-5　私事性的画像被害に係る事案の相談等件数
- 図3-6　被害者と加害者の関係（令和6年）
- 図4-1　発信者情報開示命令 申立件数（東京地方裁判所）
- 図5-1　誹謗中傷ホットラインの受理から削除まで（2024年）
- 図5-2　削除申出等に対して対応（削除等）が取られた割合
- 図6-1　公表義務の不備と認定された項目数
- 図7-1　Xが受けた法的削除要請の国別割合（2024年下半期）
- 図8-1　SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺の被害額（億円）
- 図8-2　「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」いじめの件数
- 図8-3　ネット炎上の発生件数
- 図9-1　学校種別の平日1日あたり平均インターネット利用時間
- 図9-2　「家庭でネット利用のルールを決めている」青少年本人と保護者の認識
- 図11-1　英国：オンラインで遭遇した有害コンテンツ（成人・上位4）
- 図11-2　豪州：16歳未満のSNS利用制限（2025年12月10日施行）の施行前後
- 図11-3　オンラインハラスメントの被害経験率（調査により定義・母数が異なる）

EXECUTIVE SUMMARY

00 エグゼクティブサマリー

数字で見る、SNS誹謗中傷の「いま」（2026年9月時点の最新公表値）

53.0%

「関心のある人権問題」で ネット上の誹謗中傷などの人権侵害を挙げた人（内閣府・令和4年）

全17項目中1位。2012年36.0%→2017年43.2%→2022年53.0%と上昇。

6,403件

違法・有害情報相談センター 相談件数（令和6年度）

2010年度比 約4.8倍。相談の約6割が「削除したい」。X関連が23.0%で最多。

555件

ネット上の名誉毀損罪・侮辱罪 検挙件数（令和7年）

前年比+14.0%。侮辱罪の認知件数は2020年95件→2024年393件（約4倍）。

6,274件

発信者情報開示命令 申立件数（東京地裁・2024年）

2023年比 約1.7倍。2025年は約8,700件と東京地裁が推計。

0.1%

Xが日本の利用者からの報告（7,600万件超）に対して措置を取った割合（2025年度・報道ベース）

Metaは申請の約24〜48%、TikTokは約23%に対応。窓口によって結果は大きく異なる。

1,274.7億円

SNS型投資詐欺 被害額（2025年・暫定値）

著名人になりすましたAI合成広告が入口。2023年（277.9億円）から2年で約4.6倍。

10のポイント

1. **ネット誹謗中傷は国民の最大の人権関心事。**内閣府の世論調査（令和4年）で「関心のある人権問題」の1位（53.0%）。ネット上の人権問題として「他人を誹謗中傷する情報の掲載」を挙げた人は67.7%、解決策として「プロバイダ等への削除義務付けの法的規制」を求める人は63.9%でした。
2. **相談件数は年6,400件超で高止まり。**総務省の相談センターへの相談は令和6年度6,403件。約6割が「削除したい」、約4分の1が「投稿者を特定したい」という内容です。
3. **相談の舞台はXが最多、TikTokが増加。**事業者別ではX 23.0%、Meta計10.8%、Google計9.3%。5ちゃんねる関連は低下しています。
4. **検挙・認知はいずれも増加。**ネット上の名誉毀損・侮辱の検挙は令和7年555件（+14.0%）、侮辱罪の認知件数は4年で約4倍、リベンジポルノの相談は令和6年2,128件で施行後最多です。
5. **投稿者特定の手続は急拡大。**発信者情報開示命令の東京地裁申立件数は2023年3,755件→2024年6,274件→2025年推計約8,700件。
6. **「通報すれば消える」とは限らない。**民間窓口（誹謗中傷ホットライン）の通知後削除率は約50%。情プラ法に基づく各社の公表（報道ベース）では、対応率がXの0.1%からサイバーエージェントの約56%まで大きく分かれました。
7. **情プラ法が「執行」段階に。**指定事業者は13者に拡大し、2026年7月24日にGoogle・X・Meta・ドワンゴ・湘南西武ホームの5社へ初の是正勧告。2027年3月には選挙偽情報対策の改正法が施行予定です。
8. **AI悪用が最大の増加要因。**SNS型投資・ロマンス詐欺の被害額は2025年に合計約1,821億円（投資は暫定値）。なりすまされた本人にとっては二重の被害です。
9. **子どもの被害も過去最多。**ネットを使ったいじめは令和6年度27,365件（前年度24,678件）。青少年の98.2%がネットを利用し、高校生の平均利用時間は1日約6時間19分です。
10. **海外は「執行」フェーズへ。**EUはXにDSA初の制裁金1.2億ユーロ、米国はTAKE IT DOWN Actの48時間削除義務を2026年5月施行、英国Ofcomは制裁金を連発、豪州は16歳未満のSNS利用を制限しました。

PUBLIC OPINION

01 世論と意識 — 内閣府世論調査・情報通信白書

「関心のある人権問題」の第1位は、インターネット上の誹謗中傷

図1-1　関心のある人権問題（上位4項目・複数回答） 内閣府「人権擁護に関する世論調査」令和4年8月調査

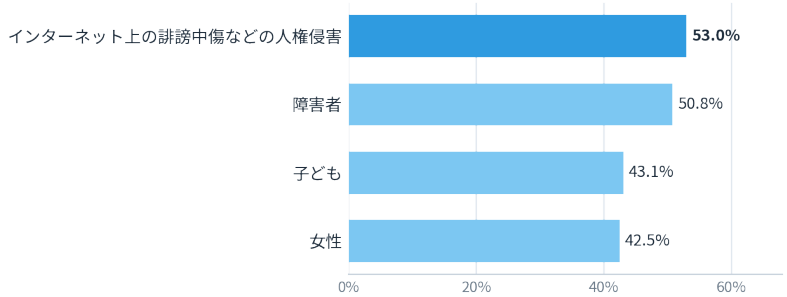
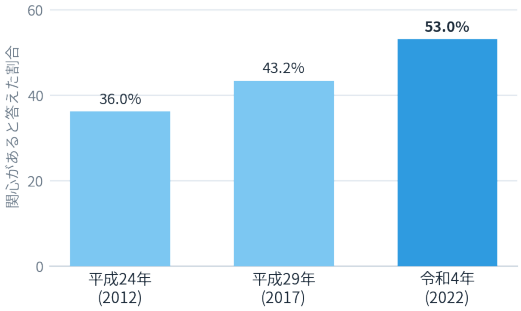
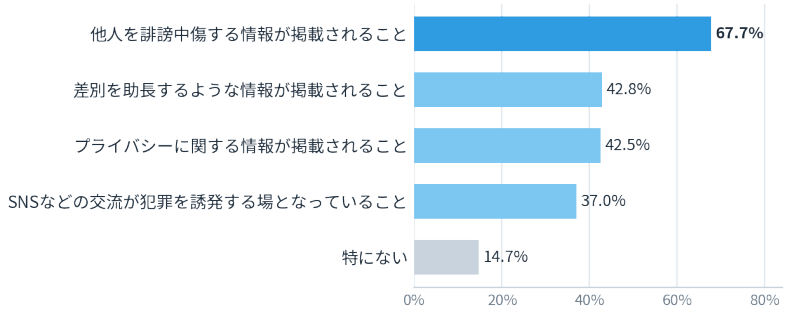


図1-2　「ネットによる人権侵害」に関心がある人の割合の推移 同調査 平成24年・平成29年・令和4年



内閣府が5年ごとに実施する「人権擁護に関する世論調査」（令和4年8月調査、18歳以上3,000人対象）では、日本における人権問題で関心があるものとして**「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」を挙げた人が53.0%**と、17の選択肢の中で最も高くなりました。同項目は平成24年調査36.0%、平成29年調査43.2%から上昇を続けています（調査方法が異なるため単純比較はできない旨が資料に注記されています）。

図1-3　インターネットに関し人権問題だと思ったこと（複数回答） 同調査 令和4年8月



POINT

体験・見聞きしたネット上の人権問題として「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」を挙げた人は**67.7%**。誹謗中傷は当事者だけの問題ではなく、社会の3人に2人が「見ている」問題です。

総務省『令和7年版 情報通信白書』でも、ネット上で他人を傷つける投稿を「見たことがある」と答えた人は**60.6%**（2024年調査）に達しています。

図1-4　ネット上の人権侵害の解決に向けて国に求めること 同調査（n=1,274・複数回答）

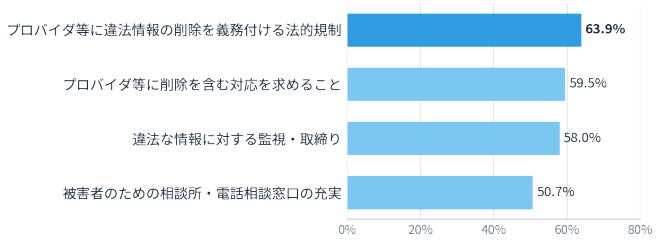
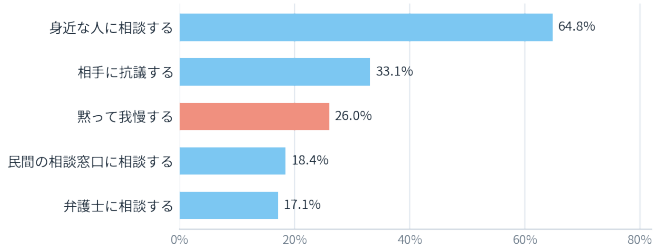


図1-5　人権を侵害されたときの対応（複数回答） 同調査 令和4年8月



解決策として最も多かったのは「プロバイダ等に違法情報の削除を義務付ける法的規制」（63.9%）で、2025年4月施行の情プラ法（第6章）はこの方向の制度化です。一方、人権を侵害されたときの対応では「黙って我慢する」が26.0%、「民間の相談窓口に相談する」が18.4%にとどまり、**相談や通報の窓口に届いていない被害が相当数ある**ことがうかがえます。

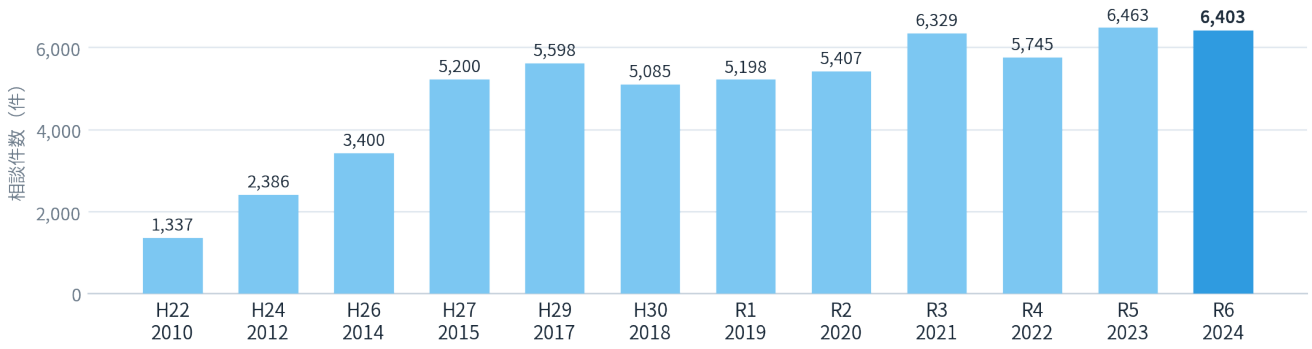
出典：内閣府「人権擁護に関する世論調査（令和4年8月調査）」調査結果の概要 https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/2.html／同 平成24年8月調査・平成29年10月調査／総務省『令和7年版 情報通信白書』（2025年7月）https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r07/html/nd123100.html

CONSULTATION DATA

02 相談で見る被害の実態 — 総務省 違法・有害情報相談センター

同センターは2009年8月に相談受付を開始した公的相談窓口で、相談者ご自身が行う削除依頼の方法等について助言を行っています。相談件数は2010年度の1,337件から2024年度（令和6年度）の6,403件へと**約4.8倍**に増加し、2021年度以降は6,000件前後で高止まりしています。

図2-1　違法・有害情報相談センター 相談件数の推移（作業件数ベース／年度）



出典：総務省情報流通行政局『令和6年度 インターネット上の違法・有害情報対応 相談業務等の請負 報告書（概要版）』（2025年）https://www.soumu.go.jp/main_content/001009571.pdf　※概要版に掲載のない年度は省略。

図2-2　相談内容と希望する対応（令和6年度・複数回答、n=6,403）
誹謗中傷62.3%／プライバシー62.1%／削除したい59.0%

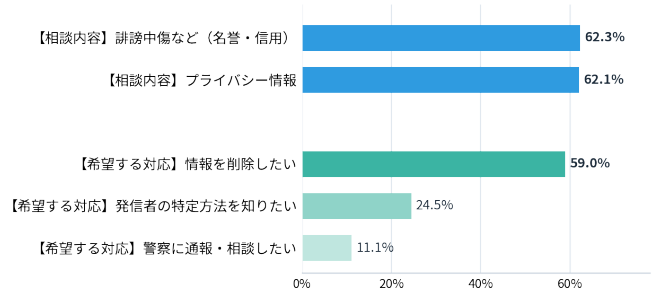
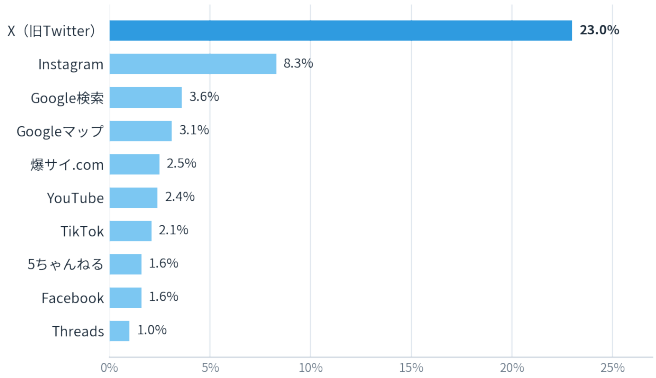


図2-3　事業者・サービス別 相談割合（令和6年度・上位10、総計7,106件） X 23.0%が最多



相談内容は「誹謗中傷など」62.3%と「プライバシー情報」62.1%（写真・動画等37.6%、氏名・住所・電話番号等40.0%）が二本柱。希望する対応は「削除したい」59.0%、「発信者の特定方法を知りたい」24.5%、「警察に通報・相談したい」11.1%です。事業者別では**X（旧Twitter）が23.0%**（前年度20.1%）で最多、Meta各サービス計10.8%（前年度7.9%）、Google各サービス計9.3%。TikTokは2.1%（前年度1.3%）と上昇し、5ちゃんねるは1.6%（前年度2.4%）と低下しました。

POINT

被害者の第一の希望は「消すこと」。その入口が各プラットフォームの公式通報フォーム（削除申出）です。フォームの構成・必要な証拠・カテゴリの選び方は各社で異なり、頻繁に改定されます。

留意事項　同報告書は2015年度に集計方法を改訂しており、2014年度以前と以降で「作業件数」の集計内容が異なります。複数回相談した方の重複を含み、個別の相談が権利侵害にあたるかを相談センターでは判断していない旨が資料に明記されています。事業者別の割合は各サービス件数を総計7,106件で除して算出。

MOJ & NPA STATISTICS

03 法務省・警察庁の統計 — 人権侵犯・検挙・侮辱罪・リベンジポルノ

3-1　法務省：インターネット上の人権侵犯事件は令和7年 1,569件

図3-1　インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（新規救済手続開始件数） 法務省人権擁護局

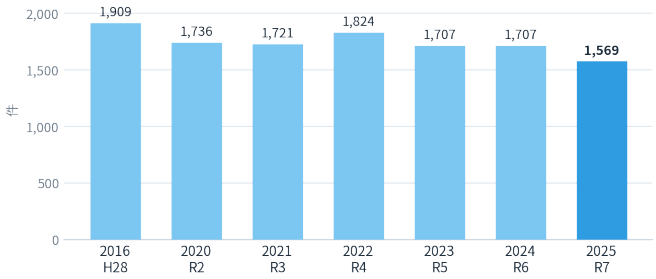
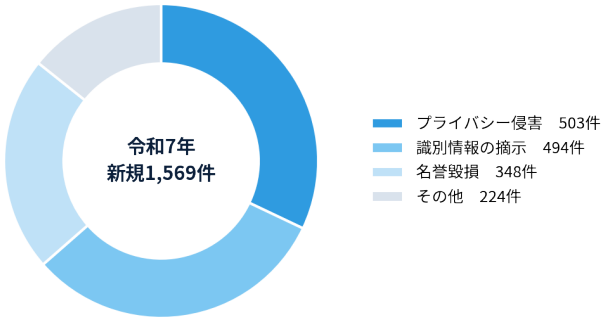


図3-2　令和7年の内訳 プライバシー侵害・識別情報の摘示・名誉毀損で約85%



令和7年（2025年）の新規救済手続開始件数は**1,569件**（前年1,707件）。プライバシー侵害503件・識別情報の摘示494件・名誉毀損348件で約85%を占め、「名誉毀損」より「個人情報の暴露（さらし）」の方が多い点が特徴です。処理件数1,572件のうち、人権擁護機関がプロバイダ等に削除を求める「要請」は349件（約2割）、ご本人が削除依頼を行う方法を教示する「援助」が約4割でした。件数は削除要請件数ベースで、書き込み数ではありません。

出典：法務省人権擁護局『令和7年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）』（2026年3月24日）https://www.moj.go.jp/content/001458953.pdf

3-2　警察庁：ネット上の名誉毀損・侮辱の検挙は令和7年 555件、侮辱罪の認知は4年で約4倍

図3-3　インターネット上の名誉毀損罪・侮辱罪 検挙件数 警察庁『犯罪情勢』　※令和5年は令和6年の前年比（+11.7%）からの逆算値

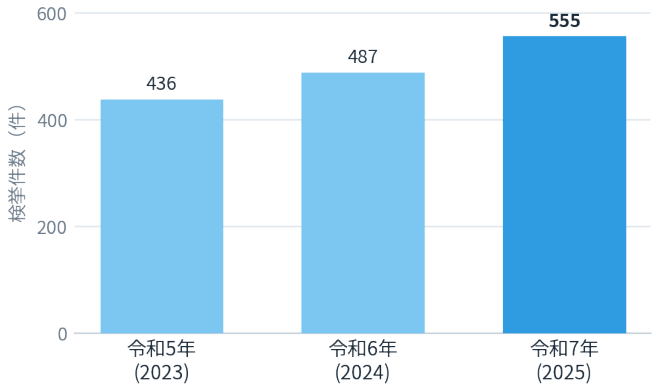
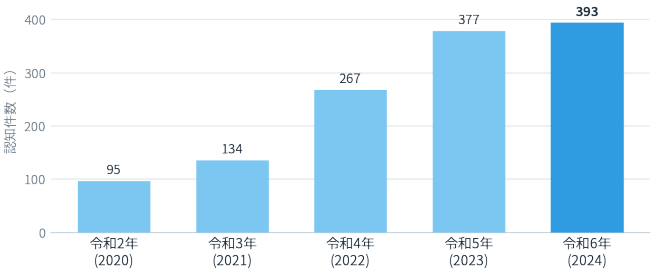


図3-4　侮辱罪の認知件数の推移 警察庁犯罪統計（法務省検討会資料より）



15,108件
サイバー犯罪 検挙件数（令和7年）
過去最多を更新

約18.6万件
警察へのサイバー関係相談（令和6年）
高水準で推移

598件
SNS型投資・ロマンス詐欺 検挙件数（令和7年）
前年比+128.2%

SNS上での特定個人に対する誹謗中傷は警察庁の『犯罪情勢』でも社会問題として明記され、ネット上の名誉毀損罪・侮辱罪の検挙は令和6年487件（+11.7%）、令和7年555件（+14.0%）と増加しています。侮辱罪の認知件数は2022年7月の厳罰化前後で急増し、2020年95件→2024年393件と約4倍になりました。

出典：警察庁長官官房『令和7年の犯罪情勢』（2026年2月）https://www.npa.go.jp/publications/statistics/crime/situation/r7_hanzaijyousei__.pdf ／『令和6年の犯罪情勢』（2025年2月）／警察庁サイバー警察局『令和7年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について』（2026年3月）／法務省「侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会」提出資料 https://www.moj.go.jp/content/001446566.pdf

3-3　リベンジポルノ（私事性的画像）の相談は令和6年 2,128件で施行後最多

図3-5　私事性的画像被害に係る事案の相談等件数 警察庁生活安全局（法務省『犯罪白書』各年版より）

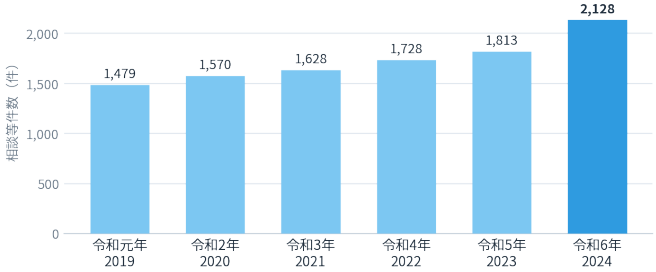
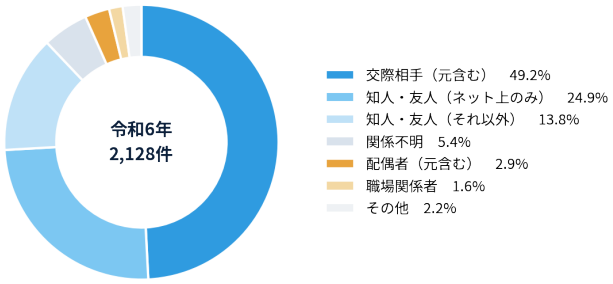


図3-6　被害者と加害者の関係（令和6年） ネット上のみの知人・友人が約4分の1



性的画像の無断公表に関する相談等件数は令和6年（2024年）に2,128件（前年比+17.4%）と私事性的画像被害防止法の施行（2014年）後で最多となりました。加害者は交際相手（元交際相手を含む）が49.2%で最多ですが、**「インターネット上のみの関係」の知人・友人が24.9%**を占め、SNSで知り合った相手による被害が広がっています。

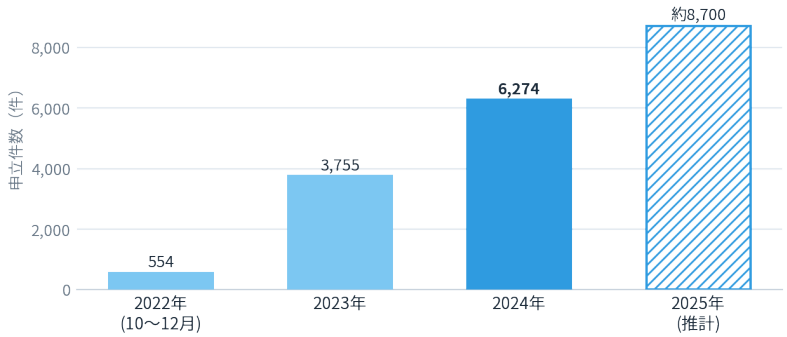
出典：法務省『令和7年版 犯罪白書』第4編第6章第3節（警察庁生活安全局資料）https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/72/nfm/n72_2_4_6_3_2.html／同 令和4年版・令和5年版・令和6年版

IDENTIFICATION & PENALTIES

04 投稿者の特定と厳罰化 — 発信者情報開示命令・侮辱罪

4-1　発信者情報開示命令の申立ては2年で急増

図4-1　発信者情報開示命令 申立件数（東京地方裁判所） 司法統計／東京地裁推計



2022年10月施行の改正プロバイダ責任制限法で新設された発信者情報開示命令（非訟手続）は、従来2段階の裁判が必要だった投稿者特定を1つの手続で進められる制度です。東京地裁への申立件数は**2023年3,755件→2024年6,274件**と急増し、2025年は9月末時点で約6,900件、通年で約8,700件と東京地裁が推計しています。SNS事業者の所在地を管轄する東京地裁民事第9部に大半が集中しています。

POINT　証拠は「早く」残す

東京地裁民事第9部の申立書記載例には、アクセスプロバイダのアクセスログの保存期間は一般に**3か月等と短い**ため、早期に対応しなければ発信者を特定できなくなる旨が明記されています。被害に気づいた時点でURL・日時・アカウント名を含む記録を残すこと（第13章）が、あらゆる対応の前提です。

留意事項　2024年の件数は共同通信（司法統計ベース）6,274件、日本経済新聞「6,700件超」と報道により差があります。2025年の「約8,700件」は東京地裁の推計であり確定値ではありません。発信者情報開示の手続は被害者ご本人または代理人弁護士が行うものです。

出典：共同通信「ネット発信者開示請求、昨年超え」（2025年11月7日配信）／東京弁護士会『LIBRA』2025年4月号「『発チ事件』最前線」https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2025_04/P02-14.pdf／東京地方裁判所「発信者情報開示命令申立て」案内 https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section09/hassinnsya_kaiji/index.html

4-2　侮辱罪の厳罰化（2022年7月7日施行）

項目	改正前	改正後（2022年7月7日〜）
法定刑	拘留（30日未満）または科料（1万円未満）	1年以下の懲役・禁錮（2025年6月から「拘禁刑」）もしくは30万円以下の罰金、または拘留もしくは科料
公訴時効	1年	3年
見直し規定	—	施行3年後を目処に表現の自由への影響等を検証（法務省の検討会が2026年2月に取りまとめ）

名誉毀損罪（刑法230条）は「公然と事実を摘示して」人の社会的評価を下げた場合、侮辱罪（同231条）は事実の摘示がなくても公然と人を侮辱した場合に成立し得ます。いずれも該当性は個別の事案ごとに判断されるため、具体的な判断は弁護士等の専門家の領域です。

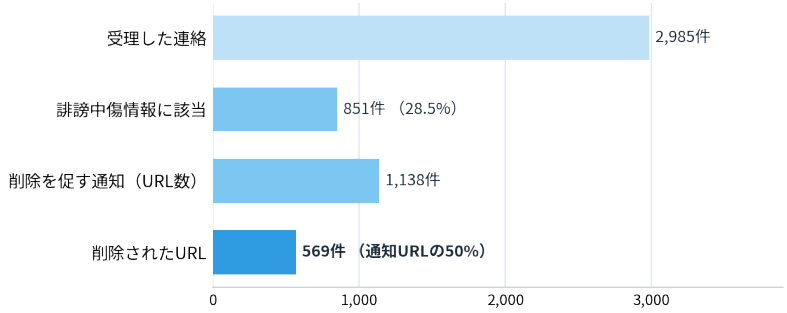
出典：刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）／法務省「侮辱罪の法定刑の引上げ Q&A」https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00194.html／国立国会図書館『調査と情報』第1182号「日本及び諸外国における侮辱罪等の概要」（2022年3月）

REMOVAL OUTCOMES

05 通報したらどれくらい消えるのか — 公表されている削除実績データ

同じ「通報」でも、窓口とプラットフォームによって結果は大きく異なる

図5-1　誹謗中傷ホットラインの受理から削除まで（2024年） セーファーインターネット協会

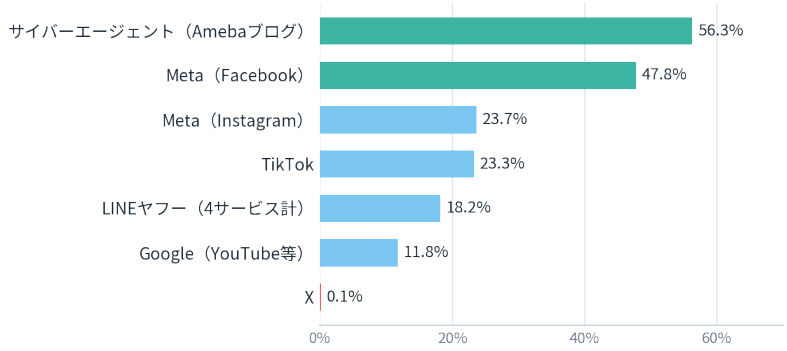


セーファーインターネット協会（SIA）の「誹謗中傷ホットライン」が2024年に受理した連絡は2,985件。うち誹謗中傷情報に該当したのは851件（28.5%、1,138URL）で、サイト側へ削除を促す通知を行った結果、**569URLが削除（削除率50%）**されました。同協会の「セーフライン」（児童ポルノ・リベンジポルノ等の違法情報が中心）では2024年に削除依頼11,716件のうち93%が削除されており、**違法性が明確な情報ほど削除率が高く、誹謗中傷は判断が分かれやすい**傾向がうかがえます。

出典：セーファーインターネット協会「誹謗中傷ホットライン 活動報告（2024年1月1日〜12月31日）」https://www.saferinternet.or.jp/bullying/report/／同「セーフライン 統計情報」https://www.safe-line.jp/statistics/／総務省「ホットラインの活動について」（2025年3月26日）

5-2　情プラ法に基づく各社の運用状況公表（2025年度・初回）

図5-2　削除申出等に対して対応（削除等）が取られた割合 2025年度・各社公表資料の報道による集計



2025年4月施行の情プラ法に基づき、大規模事業者が2026年5月末までに初めて運用状況を公表しました。報道による集計では、**Xは日本の利用者からの報告約7,600万件超に対し、措置は約7万9,000件（0.1%）**。Metaはフェイスブック約134万件の申請に対し約64万件、インスタグラム約15.6万件に対し約3.7万件に対応、TikTokは約6万件の削除申立てのうち約1.4万件を削除（うち9割が名誉毀損関連）、Googleは2,450件に対し289件、LINEヤフーは4サービス計約5,500件の削除要請に対し約1,000件を削除、サイバーエージェントは1,056件に対し595件を削除しました。

重要な留意事項　各社の「報告」「申出」「申請」の定義・集計範囲は異なります（Xの7,600万件はスパム等を含む利用者からの通報全体、他社は削除申出窓口への申出が中心）。したがって本図の割合は単純比較できる「削除率」ではなく、各社が公表した受付件数と対応件数の比を並べたものです。LINEヤフーの7日以内の対応可否通知の割合はLINE VOOMで約8割、Yahoo!知恵袋で2割弱と、同じ事業者内でもサービスにより差があります。個別の通報の結果を保証するものではありません。

出典：毎日新聞「SNSの削除対応件数を公表 Xは報告の0.1%、各社で対応に差」（2026年6月2日）／日本経済新聞「X、投稿削除0.1%どまり 日本、報告は年7600万件」（2026年6月）https://www.nikkei.com/article/DGKKZO96662910S6A600C2TB1000/／同「『Yahoo!知恵袋』などでの中傷、削除要請5500件 LINEヤフー」（2026年5月）／LINEヤフー「メディア透明性レポート（2025年度版）」（2026年5月29日）https://www.lycorp.co.jp/ja/news/release/020446/／東京報道新聞（2026年6月2日）

POINT　通報の「質」が結果を左右する

公表データが示すのは、「通報すれば消える」のではなく、**どの窓口に・どのカテゴリで・どのような証拠とともに申し出るか**で結果が変わる現実です。各社の削除基準と利用規約の該当条項を確認し、URL・日時・アカウント名を含むエビデンスを整理したうえで、ご本人が公式フォームから申し出ることが基本です。

LEGAL FRAMEWORK

06 情報流通プラットフォーム対処法（情プラ法）— 指定事業者・初の是正勧告・選挙偽情報対策

6-1　概要：7日以内の判断・通知と、運用状況の公表

情プラ法（令和6年法律第25号）は旧プロバイダ責任制限法を改正・改称した法律で、2024年5月17日公布、**2025年4月1日施行**。国内の平均月間発信者数1,000万人以上などの要件を満たす事業者を総務大臣が「大規模特定電気通信役務提供者」に指定し、次の義務を課しています。違反には勧告、正当な理由なく従わない場合は命令が定められています。

義務1　削除対応の迅速化

削除申出窓口の整備・公表、対応体制の整備、削除申出への**原則7日以内**の判断・通知。

義務2　運用状況の透明化

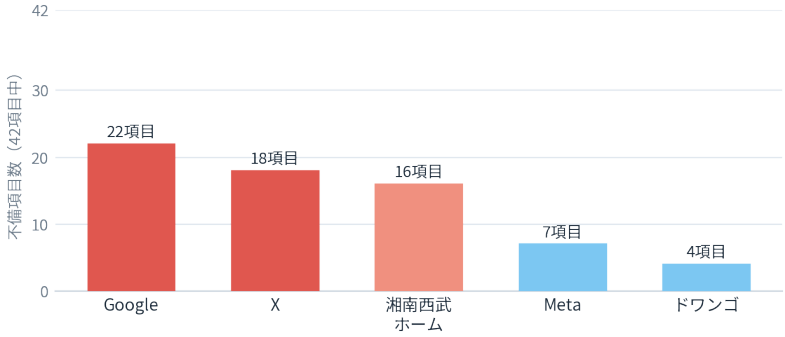
削除基準の策定・公表、削除時の発信者への通知、運用状況（申出件数・対応状況等）の**年1回の公表**。

6-2　指定事業者（2026年9月時点・計13者）

指定日	事業者（主な対象サービス）
2025年4月30日	Google（YouTube等）、LINEヤフー（Yahoo!知恵袋、LINEオープンチャット等）、Meta（Facebook、Instagram、Threads）、TikTok、X
2025年5月30日	Pinterest、サイバーエージェント（Amebaブログ）、湘南西武ホーム（爆サイ.com）、ドワンゴ（ニコニコ）
2026年8月31日	ジェイスクエアード（ガールズちゃんねる）、ピクシブ（pixiv）、note、好き嫌い.com運営者（個人）

6-3　施行後初の是正勧告（2026年7月24日）

図6-1　公表義務の不備と認定された項目数 義務項目42のうち（報道ベース）



総務省は2026年7月24日、情プラ法第28条（運用状況の公表義務）違反として**Google・X・Meta・ドワンゴ・湘南西武ホームの5社**に是正勧告と報告徴収を実施しました（施行後初）。5社には8月31日までの再公表を、不備の多いGoogle・Xには改善計画の提出も要求。他3社は10月30日までに措置状況を報告し、以降2027年4月30日まで3か月ごとに報告します。LINEヤフー・TikTok・サイバーエージェント等は適切に公表済みとされました。

留意事項　本勧告は「運用状況の公表」という手続面の不備に対するもので、個別の投稿の削除に応じなかったことを理由とするものではありません。8月31日期限後の各社の再公表結果と総務省の評価は、本レポート作成時点で確認できていません。

6-4　選挙偽情報対策の改正法（2027年3月1日施行予定）と制度整備の年表

2026年7月13日、選挙期間中の偽情報対策を強化する改正公職選挙法・改正情プラ法が成立（与野党6党共同提出）。大規模事業者に偽情報等による選挙への悪影響を軽減する「必要な措置」と年1回の公表を義務付け、生成AIで作成された選挙関連動画・画像への注意表示も義務化。2027年春の統一地方選挙から適用されます（刑事罰の新設はなし）。

2020年5月

リアリティ番組出演者への大量の誹謗中傷を契機に、対策が社会的課題として急浮上。8月に総務省研究会が緊急提言

2021年4月

改正プロバイダ責任制限法成立（発信者情報開示命令制度の創設）→ 2022年10月1日施行

2022年7月7日

侮辱罪の法定刑引上げ・公訴時効延長が施行

2024年5月17日

情プラ法公布 → 2025年4月1日施行、4〜5月に大規模事業者9社を指定

2026年7月13日／24日

選挙偽情報対策の改正法成立／情プラ法初の是正勧告（5社）

2026年8月31日

大規模事業者に4者を追加指定（計13者）

2027年3月1日（予定）

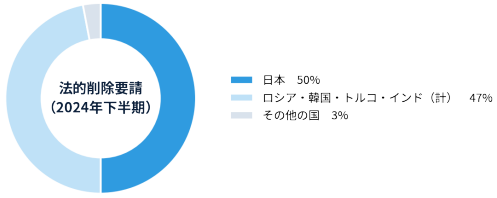
選挙偽情報対策の改正公選法・改正情プラ法が施行

出典：総務省「インターネット上の違法・有害情報に対する対応（情報流通プラットフォーム対処法）」https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html／総務省 報道資料（2025年4月30日・5月30日、2026年7月24日・8月31日）／ITmedia NEWS・朝日新聞・共同通信（2026年7月24日）／INTERNET Watch（2026年9月1日）／日本経済新聞・時事通信（2026年6〜7月）

PLATFORM TRENDS

07 プラットフォーム別の動向 — X・Meta・YouTube・TikTok・Google

図7-1　Xが受けた法的削除要請の国別割合（2024年下半期） X Global Transparency Report H2 2024



Xの最新の包括的な透明性レポート（2024年下半期、2025年3月公表）は、**日本が世界最多の法的削除要請元であり、当期の全世界の法的要請の半数を占めた**と明記しています。日本からの要請の96%は金融犯罪・麻薬・売春の禁止に関する法令に関連するもので、上位5か国（日本・ロシア・韓国・トルコ・インド）で全体の97%を占めます。同期の嫌がらせ（Abuse & Harassment）に関する投稿削除は前期比約116万件（−43%）減少しました。日本の相談センターへの相談でもX関連が23.0%と最多で、情プラ法に基づく2025年度公表では利用者報告7,600万件超に対する措置が0.1%（報道ベース）にとどまっています。

Meta（Facebook・Instagram・Threads）　相談センターにおける割合 計10.8%（前年度7.9%）

2025年1月、米国における第三者ファクトチェックの廃止とCommunity Notesへの移行、ヘイトスピーチ関連ポリシーの緩和を発表（欧州では従来の運用を継続）。2025年第1四半期のIntegrity Reportでは、ヘイト行為ポリシーに基づく措置件数が約340万件と2018年以来の低水準になったと報じられ、いじめ・嫌がらせの表示割合も上昇。2026年から透明性レポートは半期制です。情プラ法に基づく2025年度公表では、フェイスブックで約134万件、インスタグラムで約15.6万件の申請を受け、それぞれ約64万件・約3.7万件に対応しました（報道ベース）。

出典：Meta Transparency Center「Integrity Reports Q1 2025／H1 2026」https://transparency.meta.com/／Engadget（2025年5月）／毎日新聞（2026年6月2日）

YouTube（Google）・Google検索・Googleマップ　相談センターにおける割合 YouTube 2.4%／検索3.6%／マップ3.1%

YouTubeの2025年第3四半期の動画削除は約1,214万本で、約1,189万本が自動検知を初回検知源とし、約38%は視聴数ゼロの段階で削除。ハラスメント・サイバーいじめは児童保護に次ぐ主要な削除理由の一つです。Googleマップのクチコミは企業・店舗・医療機関の風評被害と密接に関係し、2024年4月には医師・歯科医師ら63人がGoogleを集団提訴しました（第10章）。情プラ法に基づく2025年度公表では2,450件の申請に対し289件に対応（報道ベース）。

出典：Google透明性レポート「YouTubeコミュニティガイドラインの適用」https://transparencyreport.google.com/youtube-policy／毎日新聞（2026年6月2日）

TikTok　相談センターにおける割合 2.1%（前年度1.3%・上昇）

2026年第1四半期の執行レポートではグローバルの事前削除率（ユーザー通報前の削除）99.3%、24時間以内の削除94.4%、コメント削除約2億3,750万件。情プラ法に基づく2025年度公表では日本で約6万件の削除申立てを受け約1.4万件を削除し、その9割が名誉毀損関連でした（報道ベース）。ショート動画では投稿の特定（URL・タイムスタンプ）が難しく、証拠保全に工夫が必要です。

出典：TikTok「Community Guidelines Enforcement Report（Q1 2026）」https://www.tiktok.com/transparency/／東京報道新聞（2026年6月2日）

POINT

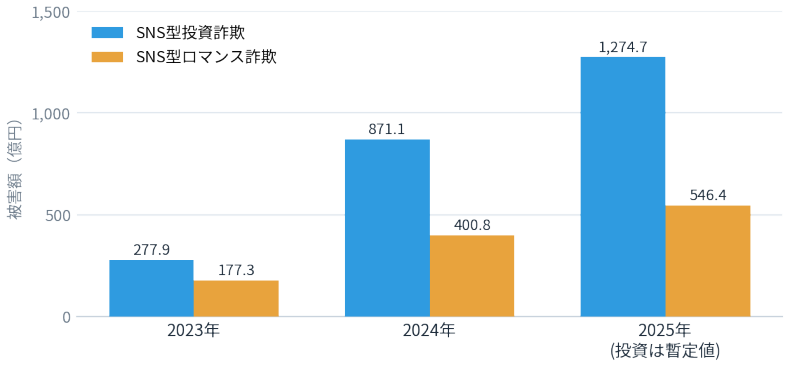
各社の通報フォーム・削除基準・ポリシーは頻繁に改定され、透明性レポートの集計期間・定義も各社で異なるため単純比較はできません。情プラ法の指定事業者は「削除申出窓口」と「削除基準」を公表する義務を負っており、日本の利用者はこれらの公式窓口を起点に、ご本人が申し出ることになります。

TYPES OF HARM

08 被害類型の傾向 — なりすまし・AIディープフェイク・ネットいじめ・炎上・企業被害

8-1　なりすまし広告を入口とするSNS型投資・ロマンス詐欺：被害額は2年で約4倍

図8-1　SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺の被害額（億円） 警察庁



著名人・有名企業になりすましたAI合成動画・画像を用いた詐欺広告が急増しています。SNS型投資詐欺の被害額は2023年277.9億円→2024年871.1億円（+213.4%）→**2025年1,274.7億円（暫定値、+46.3%）**、認知件数は2025年9,538件。ロマンス詐欺は2025年確定値で5,645件・546.4億円。当初接触は「バナー等の広告」と「ダイレクトメッセージ」で約8割です。なりすまされた本人は、自分の名前や顔で他人が騙されるという二重の被害を受けます。

出典：警察庁『令和7年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（確定値）』（2026年6月5日）https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/new-topics/260605/01.html／同 令和6年・令和5年公表資料

8-2　ネットいじめは過去最多、炎上件数は減少も「質」が変化

図8-2　「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」いじめの件数 文部科学省（年度）

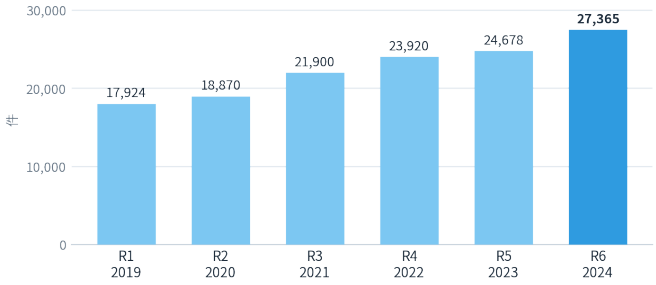
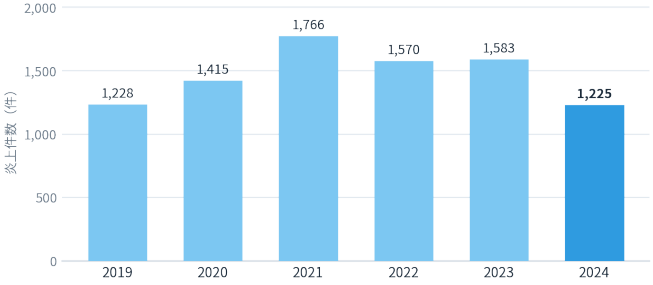


図8-3　ネット炎上の発生件数 シエンプレ／デジタル・クライシス総合研究所「デジタル・クライシス白書」各年版



文部科学省の調査では、ネットを使ったいじめは**令和6年度27,365件**（前年度24,678件、認知件数全体の3.6%）で過去最多。いじめの認知件数全体（769,022件）と重大事態（1,404件）も過去最多です。一方、民間調査によるネット炎上の発生件数は2024年に1,225件（前年比−22.6%）と調査開始以来最少となりましたが、問題行動の主体は著名人37.2%・一般人28.4%・法人25.5%と分散し、きっかけの多様化が指摘されています。

出典：文部科学省『令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』（2025年10月29日、2026年1月16日更新）https://www.mext.go.jp/content/20260116-mxt_jidou02-100002753_1_3.pdf／シエンプレ株式会社・デジタル・クライシス総合研究所「デジタル・クライシス白書2025」（2025年1月28日）https://www.siemple.co.jp/document/hakusyo2025/

8-3　8つの被害類型と背景要因

01 誹謗中傷・侮辱・名誉毀損

相談・人権侵犯の中核。侮辱罪の厳罰化と開示命令制度により、投稿者が特定され民事・刑事責任を問われる事例が増加。

02 プライバシー侵害・さらし（識別情報の摘示）

氏名・住所・勤務先・顔写真などの暴露。法務省の人権侵犯事件では名誉毀損を上回る件数。

03 なりすまし・AIディープフェイク・偽広告

著名人・企業になりすました詐欺広告が急増。2024年5月に前澤友作氏がMetaを提訴。

04 性的画像の無断投稿・性的ディープフェイク

相談は令和6年2,128件で施行後最多。米国では2026年5月から48時間以内の削除義務。

05 ネットいじめ（未成年）

令和6年度27,365件で過去最多。舞台はSNS・グループチャット・ショート動画へ。

06 企業・店舗・医療機関への攻撃

クチコミ・地図サービスへの虚偽投稿、業務妨害。2024年6月に大阪地裁が眼科医院のクチコミ削除を命令。

07 炎上構造・インプレゾンビ・迷惑系配信

閲覧数収益目的の虚偽投稿、切り抜き・まとめサイトによる再拡散。災害時の虚偽救助要請投稿が偽計業務妨害で検挙。

08 著作権侵害・無断転載

写真・イラスト・動画の無断転載、なりすましアカウントによる再投稿。権利者本人による申告フォームが各社に設置。

背景要因：匿名性と拡散性／反応の大きい投稿を優先するレコメンドアルゴリズムと収益化／生成AIの普及／ショート動画・新興プラットフォームの台頭／選挙・災害時の偽情報の集中。

YOUTH & SNS

09 青少年とSNS — こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」

98.2%
青少年（10〜17歳）のインターネット利用率（令和6年度）
小学生97.2%／中学生98.1%／高校生99.4%

5時間02分
青少年の平日1日あたり平均利用時間
高校生は約6時間19分、7時間以上が33.2%

73.6%
「投稿やメッセージ交換をする」青少年の割合
高校生では90.1%。配信経験は20.5%

図9-1　学校種別の平日1日あたり平均インターネット利用時間 こども家庭庁 令和6年度

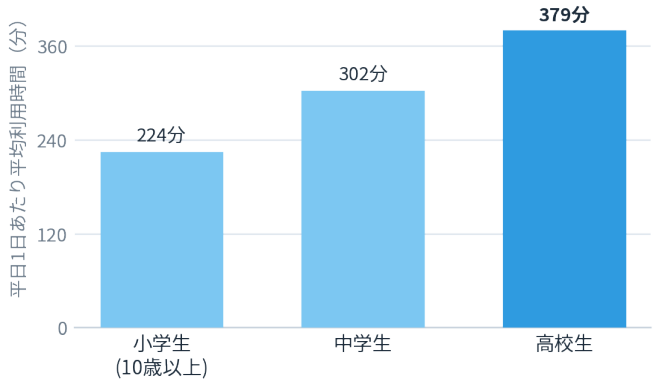
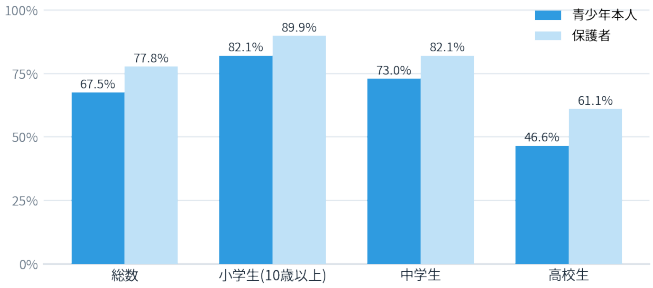


図9-2　「家庭でネット利用のルールを決めている」青少年本人と保護者の認識 同調査（インターネット利用者ベース）



満10〜17歳の青少年3,129人を対象とした令和6年度調査では、98.2%がインターネットを利用し、平均利用時間は約5時間2分（前年度比約5分増）。「投稿やメッセージ交換」をする青少年は73.6%で、高校生では90.1%に達します。家庭のルールについては、学校種が上がるほど「決めていない」が増え、本人と保護者の認識のギャップ（高校生：本人46.6%・保護者61.1%）も拡大しています。青少年が誹謗中傷・いじめの被害者にも加害者にもなり得る環境が、小学生段階から整っていることを示すデータです。

出典：こども家庭庁『令和6年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（概要）』（2025年3月）https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_research/results-etc/r06

CASES & RULINGS

10 主要な事件・判例と社会の動き

※判決・公的機関・大手報道で公知となっている範囲で整理しています。投稿内容そのものの引用は行いません。

10-1　法改正の契機となった2020年の事案

2020年5月、リアリティ番組に出演していたプロレスラーの木村花さん（当時22歳）が、SNS上の大量の誹謗中傷を受けた後に亡くなりました。投稿者2名は侮辱罪で略式起訴され、東京簡裁が科料9,000円の略式命令を出しています。母・木村響子さんが提起した民事訴訟では2021年5月に東京地裁が投稿者に約129万円の賠償を命じました。この事案が、発信者情報開示命令制度の創設（2022年10月施行）と侮辱罪の厳罰化（2022年7月施行）の社会的契機となりました。

10-2　2022年〜2026年の主な判例

時期	事案	判断の要点
2022年6月	X（当時Twitter）上の逮捕歴投稿の削除請求	最高裁が投稿の削除を命令。SNS上の逮捕歴投稿の削除に関する重要判例。
2024年7月〜2026年3月	一般社団法人Colabo・仁藤夢乃氏に対する名誉毀損（被告：暇空茜氏）	東京地裁が計220万円の賠償と投稿削除を命令（2024年7月）。東京高裁が維持（2025年4月）、最高裁で確定（2026年3月）。
2024年	Colabo関連の別被告に対する名誉毀損	東京地裁が385万円の賠償を命令（ネット上の名誉毀損としては高額）。
2024年	武蔵大学教授・北村紗衣氏に対する名誉毀損	東京地裁が220万円の賠償を命令。
2024年	プロ野球・関根大気選手への中傷投稿	東京地裁がX社に中傷8件すべての発信者情報の開示を命令。日本プロ野球選手会は2023年9月に対策チームを設置。
2024年6月	眼科医院に関するGoogleマップのクチコミ	大阪地裁が事実と異なるクチコミについて名誉毀損を認め、投稿者に削除を命令。

10-3　プラットフォーム事業者の責任を問う訴訟（係属中とみられるもの）

提訴	事案	概要・状況
2024年4月18日	医師・歯科医師ら63人がGoogleを集団提訴（東京地裁）	Googleマップのクチコミによる被害を巡り、プラットフォーム事業者の賠償責任（計約140万円）を問う。本レポート作成時点で判決は確認できていません。
2024年5月15日	前澤友作氏がMeta等を提訴（東京地裁）	なりすまし詐欺広告を巡り、損害賠償1円と広告掲載の差止め等を請求。2024年7月の第1回口頭弁論でMeta側は争う姿勢。本レポート作成時点で判決・和解は確認できていません。

10-4　自治体・団体の動き

- 群馬県が2020年12月、「インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」を全国で初めて制定。その後、市区町村レベル（大阪府大東市、群馬県渋川市等）にも同種の条例が広がり、都道府県による無料弁護士相談・SNS相談窓口の設置も進んでいます。
- 日本プロ野球選手会・Jリーグ・芸能事務所等が、組織としての中傷対策（開示請求・告訴等）を公表する動きが定着しつつあります。

出典：日本経済新聞・時事通信（2021年5月、2024年4〜7月）／弁護士ドットコム・弁護士JPニュース（2024〜2026年）／ITmedia NEWS（2024年5月15日）／群馬県公式サイト https://www.pref.gunma.jp/page/16946.html／地方自治研究機構「誹謗中傷に関する条例」一覧 https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/080_slandering.htm

GLOBAL REGULATION

11 海外の規制動向と国際比較 — 米国・EU・英国・豪州・韓国

米国 TAKE IT DOWN Act

2025年5月19日成立。本人の同意のない性的画像（AI生成含む）の公開を犯罪化し、対象プラットフォームに**有効な削除要請から48時間以内**の削除を義務付け。削除義務は**2026年5月19日施行**、FTCが執行を担い、施行前に主要15社へ警告書を送付。違反1件あたり最大53,088ドルの民事制裁金。

EU デジタルサービス法（DSA）

2025年12月5日、欧州委員会がXに**DSA初の制裁金1.2億ユーロ**。理由は有料「ブルーチェック」の欺瞞的設計、広告リポジトリの透明性不足、研究者のデータアクセス拒否。制裁金は最大で世界売上高の6%。2026年1月にはレコメンドシステムと「脱衣」アプリに関する手続も開始。

英国 Online Safety Act 2023

2025年3月に違法コンテンツ対応義務、7月25日に年齢確認義務が発効。Ofcomは2026年2月にKick Online Entertainmentに£800,000、2026年5月に自殺関連フォーラム運営者に£950,000など制裁金を相次いで賦課。

韓国 情報通信網法（サイバー名誉毀損・侮辱）

2025年1〜9月の発生件数は14,558件（前年同期比+9.8%）。2024年に検察が受理した8,045件のうち正式起訴は290件（3.6%）にとどまり、抑止効果の限界が指摘されています。

図11-1　英国：オンラインで遭遇した有害コンテンツ（成人・上位4）
Ofcom「Online Nation 2025」

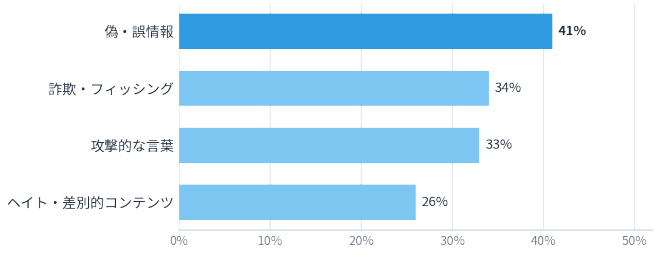


図11-2　豪州：16歳未満のSNS利用制限（2025年12月10日施行）の施行前後 eSafety Commissioner 追跡調査（報道ベース）

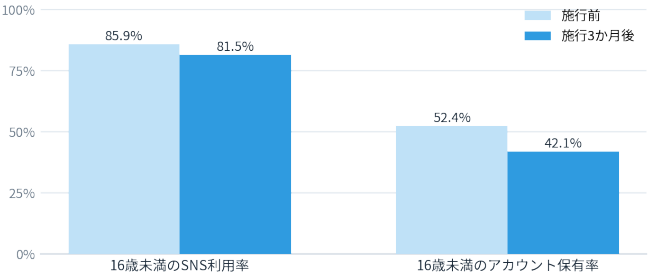
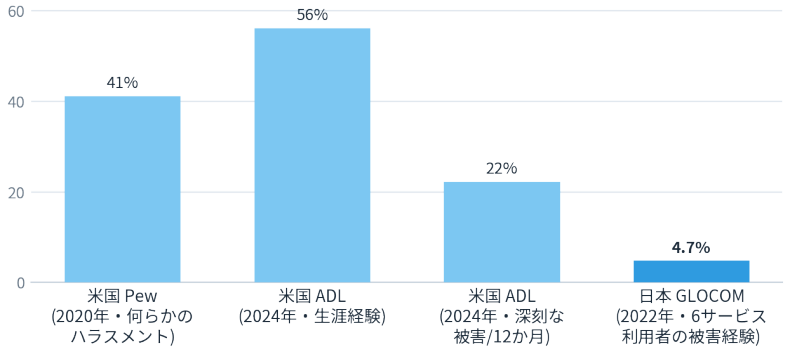


図11-3　オンラインハラスメントの被害経験率（調査により定義・母数が異なる）
Pew／ADL／GLOCOM



米Pew Research Center（2020年、成人10,093人）では成人の41%が何らかのオンラインハラスメントを経験し、30歳未満では約3分の2。ADL（2024年）では生涯経験56%、過去12か月の深刻な被害22%。日本の国際大学GLOCOM調査（2022年度、本調査5,226名）では主要6サービス利用者の誹謗中傷被害経験率4.7%（10代男性10.6%）で、被害者の15.0%がサービス利用を減らしました。豪州の16歳未満制限は施行3か月後も8割超が利用を継続しており、制裁金引上げが検討されています。

比較上の留意点　日本の公的統計は「行政・司法に持ち込まれた件数」、海外の数値は「アンケートによる被害経験率」で、性質・母数・定義が異なるため単純比較はできません。

出典：FTC「FTC Begins Enforcing the TAKE IT DOWN Act」（2026年5月19日）／欧州委員会プレスリリース（2025年12月5日）https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_2934／Ofcom「Online Nation 2025」（2025年12月）／Ofcom enforcement decisions／eSafety Commissioner／Reuters・Al Jazeera（2026年7〜8月）／韓国警察庁・KOREA WAVE（2026年3月）／Pew Research Center（2021年1月）／ADL「Online Hate and Harassment 2024」／Innovation Nippon（2023年4月）

OUTLOOK

12 2026年のトレンドと今後の展望

1 生成AIによるなりすまし・偽画像・偽音声

詐欺広告・偽動画・性的ディープフェイクの作成コストが急低下。警察庁の2025年サイバー脅威報告も「AIをめぐる脅威」を特集。本人確認・来歴表示技術の実装が焦点。

2 「通報の実効性」が可視化される時代

情プラ法により各社の受付件数・対応件数が毎年公表され、削除基準も公開。通報のカテゴリ選択と証拠整理の巧拙が、結果を左右する構造が明確に。

3 ショート動画・新興サービスへの拡大

TikTok関連の相談割合が上昇。pixiv・note・ガールズちゃんねる等も情プラ法の指定対象に。動画は削除申請時の特定（URL・タイムスタンプ）が難しい。

4 制度運用の本格化

初の是正勧告（2026年7月）で監督が機能し始め、2027年3月に選挙偽情報対策の改正法が施行予定。是正命令への移行や指定事業者の追加が続く見込み。

5 AIモデレーションの高度化と課題

TikTokの事前削除率99.3%、YouTubeの自動検知比率に見られる自動化の一方、誤判定・過剰削除・日本語特有の表現への対応が課題。

6 海外規制の域外適用と国内への波及

EU DSA・英国OSA・米TAKE IT DOWN Act・豪州の年齢制限は、グローバル企業の運用変更を通じて日本の通報フォーム・年齢確認・広告審査の仕様にも影響。

留意事項　本章の「展望」は各種資料の見通し・論評に基づくものであり、確定した事実ではありません。

WHAT YOU CAN DO

13 被害に遭ったときに、ご自身でできること — 証拠保全・公式通報窓口・公的相談窓口

情報提供としてのご案内

本章は、ご自身で行う証拠保全や相談のための一般的な情報提供であり、法的助言ではありません。フリーズXでは、各SNSの要件に応じた通報代行・アカウント復旧の技術サポートも行います。本人確認などはご本人の操作が必要です。法律相談・法的措置・示談交渉は行いません。

13-1　証拠保全（エビデンス収集）の考え方 — 気づいた「その日」に残す

- ☐ **投稿のURL**（個別投稿のパーマリンク。プロフィールURLではなく投稿単位で）
- ☐ **投稿日時**（表示上の日時と、保存した日時の両方）
- ☐ **アカウント名・ユーザーID・表示名**（IDは変更されにくく特定の手がかり）
- ☐ **スクリーンショット**（URL・日時・アカウント名・投稿内容が同じ画面に写る形。複数枚・前後の文脈も）
- ☐ **拡散状況**（リポスト・いいね・返信の数、引用元・引用先）
- ☐ **動画・音声**は該当箇所のタイムスタンプ（何分何秒）も記録
- ☐ **記録の一覧表**（日付・URL・保存方法）を作成し、改変しない形で保管

なぜ「早く」なのか

アクセスログの保存期間は一般に**3か月程度**とされ（東京地裁 申立書記載例）、投稿が削除されると証拠自体が失われます。通報の前に記録を残すことが基本です。警察に相談する場合も、サイト名・URL・書き込み者・日時・内容の記録を持参することが推奨されています（警察庁）。

13-2　各プラットフォームの公式通報窓口（削除申出・なりすまし報告）

サービス	公式ヘルプセンター（通報・報告の入口）	主な通報区分
X	help.x.com（「報告」「なりすまし」）／情プラ法に基づく削除申出窓口	嫌がらせ、なりすまし、プライバシー、著作権
Instagram / Threads	help.instagram.com（「報告」）／同上	いじめ・嫌がらせ、なりすまし、知的財産
Facebook	facebook.com/help（「報告」）／同上	いじめ・嫌がらせ、なりすまし、知的財産
YouTube	support.google.com/youtube（「YouTubeでの報告」）／同上	嫌がらせ、プライバシー、著作権、法的申立て
TikTok	support.tiktok.com（「報告」「安全」）／同上	嫌がらせといじめ、なりすまし、知的財産
Googleマップ・検索	support.google.com（「コンテンツの削除をリクエスト」）	クチコミの報告、法的削除リクエスト

ご注意　各社の通報手順・URL・削除基準は頻繁に変更されます。情プラ法の指定事業者は削除申出窓口と削除基準を公表しており、ご利用時には必ず各社公式サイトで最新情報をご確認ください。また、各社はご本人が使える自衛機能（Xの返信制限、Instagramのコメント制御・「制限する」、TikTokのコメントフィルター等）も提供しています。

13-3　公的・専門相談窓口

窓口	連絡先・URL	運営
違法・有害情報相談センター	https://www.ihaho.jp	総務省

みんなの人権110番	0570-003-110	法務省
インターネット人権相談受付窓口	https://www.jinken.go.jp	法務省
こどもの人権110番	0120-007-110	法務省
警察相談専用電話	#9110／各都道府県警サイバー犯罪相談窓口 https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html	警察
インターネット・ホットラインセンター	https://www.internethotline.jp	警察庁委託
法テラス（日本司法支援センター）	0570-078374／https://www.houterasu.or.jp	法務省所管
誹謗中傷ホットライン／セーフライン	https://www.saferinternet.or.jp/bullying/／ https://www.safe-line.jp	セーファーインターネット協会
まもろうよ こころ（こころの相談）	https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro	厚生労働省

法的措置をご検討の場合

発信者情報開示請求、損害賠償請求、刑事告訴などの法的措置は、弁護士にご相談ください。法務省は被害者ご本人向けに『インターネット上の誹謗中傷 書き込み削除依頼の手引き』（https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html）を公開しています。

ABOUT FREEZE X

フリーズX（Freeze X）のSNS通報技術サポートについて

フリーズX合同会社（Freeze X、東京都渋谷区、代表：岩城雄介）は、SNS上の誹謗中傷・なりすまし・無断転載などの被害に遭われた個人・企業の皆さまを支援します。通報代行・アカウント復旧のご相談を24時間365日受け付け、証拠の整理から公式手続きまで、各SNSの要件に応じて対応範囲をご案内します。ご自身での通報手順もサポートします。

サポートの内容（通報の準備・通報代行・アカウント復旧）

① 規約・通報ガイドラインの調査
各プラットフォームの利用規約・コミュニティガイドライン・情プラ法に基づく削除基準を調査し、該当し得る条項と通報カテゴリを整理します。

② エビデンス収集フローの整理
URL・日時・アカウント名・拡散状況など、通報フォームで求められる証拠の集め方と保存の手順（第13章）を整理します。

③ レポーティングメソッドの提供
公式フォームの構成に沿って、事実関係を簡潔・正確に記載するための整理方法をご案内します。

④ 通報代行・アカウント復旧
各SNSの要件に応じて対応。本人確認など、ご本人の操作が必要な手続きは個別にご案内します。

行わないこと（弁護士法第72条・景品表示法の遵守）

- 法律相談、法的措置（発信者情報開示請求・損害賠償請求・刑事告訴等）、示談交渉などの法的対応は行いません。法律に関するご相談は弁護士・法テラス等の専門機関をご案内します。
- 投稿の削除やアカウントの停止など、特定の結果を保証することはありません。本レポートの数値は過去の公表実績であり、個別の結果を示すものではありません。

こんな方に

- SNSで誹謗中傷・なりすまし・さらし・無断転載の被害に遭い、公式通報フォームの使い方や必要な証拠の整理に不安がある方
- 従業員・店舗・ブランドへの投稿被害に備え、社内の初動フロー（証拠保全→通報→相談）を整えたい企業・団体のご担当者
- 学校・自治体・相談業務で、ネット上の被害の現状を説明する資料を必要としている方

公式サイト
https://freeze-x.com/
SNS通報サポートの詳細・各SNSの通報ガイド記事

公式LINE
https://lin.ee/P0CIw7j
ご相談の入口（技術サポートに関するご相談）

お問い合わせ
https://freeze-x.com/contact
フォームからのお問い合わせ

SOURCES

出典一覧

国内公的機関

- 内閣府「人権擁護に関する世論調査」（令和4年8月調査／平成29年10月調査／平成24年8月調査）https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/2.html
- 総務省『令和7年版 情報通信白書』（2025年7月）https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r07/html/nd123100.html
- 総務省情報流通行政局『令和6年度 インターネット上の違法・有害情報対応 相談業務等の請負 報告書（概要版）』（2025年）https://www.soumu.go.jp/main_content/001009571.pdf
- 総務省「インターネット上の違法・有害情報に対する対応（情報流通プラットフォーム対処法）」https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html／報道資料（2025年4月30日・5月30日、2026年7月24日・8月31日）／「ホットラインの活動について」（2025年3月26日）
- 法務省人権擁護局『令和7年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）』（2026年3月24日）https://www.moj.go.jp/content/001458953.pdf／「侮辱罪の法定刑の引上げ Q&A」／「侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会」提出資料 https://www.moj.go.jp/content/001446566.pdf／『インターネット上の誹謗中傷 書き込み削除依頼の手引き』
- 法務省『令和7年版 犯罪白書』第4編第6章第3節（私事性的画像被害）https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/72/nfm/n72_2_4_6_3_2.html／令和4〜6年版
- 警察庁長官官房『令和7年の犯罪情勢』（2026年2月）https://www.npa.go.jp/publications/statistics/crime/situation/r7_hanzaijyousei__.pdf／『令和6年の犯罪情勢』（2025年2月）
- 警察庁サイバー警察局『令和7年／令和6年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について』（2026年3月／2025年3月）
- 警察庁『令和7年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（確定値）』（2026年6月5日）https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/new-topics/260605/01.html／「インターネット上の誹謗中傷等への対応」
- 文部科学省『令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』（2025年10月29日、2026年1月16日更新）https://www.mext.go.jp/content/20260116-mxt_jidou02-100002753_1_3.pdf／令和元〜5年度調査結果
- こども家庭庁『令和6年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（概要）』（2025年3月）https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_research/results-etc/r06
- 東京地方裁判所「発信者情報開示命令申立て」案内／東京弁護士会『LIBRA』2025年4月号／国立国会図書館『調査と情報』第1182号（2022年3月）

プラットフォーム・民間団体

- X Transparency Center「Global Transparency Report H2 2024」（2025年3月）https://transparency.x.com/／Meta Transparency Center「Integrity Reports Q1 2025／H1 2026」https://transparency.meta.com/／Google透明性レポート https://transparencyreport.google.com/youtube-policy／TikTok「Community Guidelines Enforcement Report Q1 2026」https://www.tiktok.com/transparency/／LINEヤフー「メディア透明性レポート（2025年度版）」（2026年5月29日）https://www.lycorp.co.jp/ja/news/release/020446/
- セーファーインターネット協会「誹謗中傷ホットライン 活動報告（2024年）」https://www.saferinternet.or.jp/bullying/report/／「セーフライン 統計情報」https://www.safe-line.jp/statistics/
- シエンプレ株式会社・デジタル・クライシス総合研究所「デジタル・クライシス白書2025」（2025年1月28日）https://www.siemple.co.jp/document/hakusyo2025/
- 国際大学GLOCOM Innovation Nippon『2022 わが国における誹謗中傷の実態調査 報告書』（2023年4月）https://www.innovation-nippon.jp/reports/2022IN_report_hibou_full.pdf
- 群馬県公式サイト https://www.pref.gunma.jp/page/16946.html／地方自治研究機構「誹謗中傷に関する条例」https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/080_slandering.htm

海外当局・調査機関

- Federal Trade Commission「FTC Begins Enforcing the TAKE IT DOWN Act」（2026年5月19日）https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2026/05/ftc-begins-enforcing-take-it-down-act／Congress.gov（S.146）
- European Commission「Commission fines X €120 million under the Digital Services Act」（2025年12月5日）https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_2934
- Ofcom「Online Nation 2025」（2025年12月10日）https://www.ofcom.org.uk/media-use-and-attitudes/online-habits/online-nation／Ofcom enforcement decisions（2025〜2026年）
- eSafety Commissioner「Social media age restrictions」https://www.esafety.gov.au/about-us/industry-regulation/social-media-age-restrictions
- Pew Research Center「The State of Online Harassment」（2021年1月13日）／ADL「Online Hate and Harassment: The American Experience 2024」／韓国警察庁統計（KOREA WAVE・AFPBB、2026年3月26日）

報道

- 毎日新聞「SNSの削除対応件数を公表 Xは報告の0.1%、各社で対応に差」（2026年6月2日）、日本経済新聞（2021年5月／2024年4〜7月／2025年11月／2026年5〜7月）、共同通信（2025年11月7日／2026年7月24日）、時事通信（2026年3月・6月）、朝日新聞（2026年7月24日）、ITmedia NEWS（2024年5月15日／2026年7月24日）、INTERNET Watch（2026年9月1日）、東京報道新聞（2026年6月2日）、弁護士ドットコム・弁護士JPニュース（2024〜2026年）、Engadget（2025年5月）、Reuters・Al Jazeera（2026年7〜8月）

※プラットフォームの情プラ法運用状況および透明性レポートの一部数値は、公式ダッシュボードが動的表示のため大手報道・専門メディアの集計を経由しています（本文中に「報道ベース」と明示）。※弁護士事務所等の解説は二次情報として参照し、数値の確定には一次資料を優先しています。

ご利用にあたって

本資料は、公的機関・プラットフォーム各社・大手報道機関等の公表資料に基づき、SNS上の誹謗中傷等の傾向を情報提供の目的で整理したものです。掲載内容は作成時点の情報であり、法令・各社ポリシー・統計数値はその後変更される場合があります。

本資料は法的助言ではありません。フリーズX合同会社は法律事務所ではなく、法律相談・法的措置・示談交渉などの法的対応は行いません。各SNSの要件に応じた通報代行・アカウント復旧の技術サポートに対応します。本人確認など、ご本人による操作が必要な手続きもあります。法律に関するご相談は弁護士・法テラス等の専門機関へご相談ください。

本資料の内容について、特定の結果（投稿の削除・アカウントの停止等）を保証するものではありません。

フリーズX合同会社（Freeze X）について

SNSの誹謗中傷・なりすまし・無断転載等にお悩みの個人・企業の皆さまへ、通報代行・アカウント復旧の技術サポートを24時間365日受け付けています。各SNSの要件に応じて、証拠の整理や公式手続きの準備から支援します。

WEBSITE	公式LINE	お問い合わせフォーム
https://freeze-x.com/	https://lin.ee/P0CIw7j	https://freeze-x.com/contact

本資料の無断転載・改変を禁じます。引用される場合は出典として「フリーズX合同会社『SNS誹謗中傷の傾向レポート 2026』」と明記してください。本資料に掲載した統計・図表の一次データの著作権は各公表機関に帰属します。

フリーズX合同会社（Freeze X）

代表：岩城雄介　／　所在地：東京都渋谷区　／　https://freeze-x.com/

SNS誹謗中傷の傾向レポート 2026　2026年9月版（第2版）　©2026 Freeze X LLC

サービス説明更新：2026年11月7日（統計・出典は原版から変更していません）